

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第10回会議）議事録

日時：令和5年9月12日（火）15:00～16:00

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、折腹実己子委員、小坂浩之委員、田口美之委員、土井勝幸委員、渡邊純一委員 以上6名、五十音順

【仙台市職員】

伊藤保険高齢部長、北村介護保険課長、古城介護事業支援課長、稲辺介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 施設の整備状況について(資料3)(参考資料3-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：資料1の小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護について、以前から応募者が少なく整備が十分に進まないと言っていた。事前申出受付期間中に、仙台市で事業者に対して情報提供や公募に関する支援はしたのか。

稲辺係長：募集に関しては事業所からの手上げを待っている状態であるが、随時募集に関しては、前年度から指定要件について緩和はしていない。折腹委員がおっしゃる通り、整備が順調に進んでいるとは言えない状況であるため、第9期計画策定に向けて、事業所が参加しやすい内容を検討していきたい。

古城課長：また、公募については現在申請期間中である。

折腹委員：あくまでも事業所からの申請を待っている状態なのか。

古城課長：随時募集は建設費補助金は出ないが、公募と比べると要件はやや緩い。今までは事業所からの申請を待っている状態であったが、整備促進に向けて、今後は周知等を工夫していきたい。

小坂委員：資料2について、同じ法人が運営する他の指定地域密着型通所介護事業所が市内にあると思うが、そちらの経営は問題ないのか。

稲辺係長：同法人の別事業所の運営は継続している。

田口委員：小規模多機能型居宅介護は申し込みが少ないが、参考資料3-1に記載のある各事業所の稼働率は把握しているか。現存する事業所の稼働率が低いのであれば、新規事業所を増やす必要性はない。当事業はなかなか採算が取れないが、通所系サービスを増やすと採算が取れるという施設もあり、実際にそのように運営している事業所もある。いずれにせよ、定員に対してどのくらい利用者がいるのかを把握しておいた方がよいと思う。

古城課長：第9期計画策定に向けて、事業者に実態調査を行い、稼働率も回答いただいている。回答率があまり高くなく、全体像を把握することは難しいが、事業者に話を伺う等しながら、実態を把握する取り組みを行っていききたい。

田口委員：現状を把握して説明してもらった方が分かりやすい。

折腹委員：小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスは分かりにくく、浸透していない。特に、介護支援専門員にご理解いただき、適切にニーズを拾い出し、利用者としてふさわしい方を利用につなげていく必要があるが、それが難しい。そのため、例えばニーズ調査をしても回答数が多くない可能性があるが、利用者側も分かりにくく、事業者側も非常に難しい事業であるため、なかなか増えていかない現実があるのかと思う。しかし、在宅で生活していく利用者にとってはよいサービスであるため、もっと利用していただくとよい。

土井委員：5月の介護保険法の改正の中で、看護小規模多機能型居宅介護が定義化された。看護小規模多機能型居宅介護を増やそうという国の意思の表れでもあると思う。これからは地域の皆様にサービスについて知ってもらえる取り組みを行っていくことが大事だと思う。

古城課長：更なる推進に向けて正しく理解してもらうことは大切である。本市としては、6月に実施した集団指導において、介護支援専門員向けに当該サービスの利用等に関する説明資料を配布した。今後も、介護支援専門員の理解を促進するため研修等を検討していきたい。

3. 議事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について（資料4）（参考資料4-1～4-2）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

田口委員：地域密着型通所介護について、資料では中学校区ごとの定員数しか分からないが、この中で定員が10名以下の事業所はどれくらいあるか。

事務局：定員10名以下の事業所数について正確には把握していないが、定員9名の事業所等、10名以下の事業所が複数ある。

田口委員：以前の介護事業支援課長に調査をお願いしたところ、指定後1年未満で廃止または事業譲渡になった定員10名以下の地域密着型通所介護事業所が約40%あった。規模が小さいと採算がとれず、経営が難しい。当事業の報酬設定は他サービスと比較し高めであるため、ある程度利用者が見込めると採算がとれると思われるが、定員10名以下だと経営困難に陥りやすい印象。また、中には事業所と自宅を兼ねて運営するケースも多く、仕事とプライベートが分けられず大変な事業所もあるようだ。

古城課長：参考資料4-1に記載の指定地域密着型通所介護事業所は、当初の相談では定員15名で開所予定と伺っていた。経営が安定するまでは小規模で始めて、経営が安定してきたら定員の拡充等を検討している可能性もある。過去、他の事業所でも、そのような経営方針のもと開所する事業所もあった。運営指導などを通して、サービスの質の向上を目的に助言を行っていく。

小坂委員：同事業所の立地について、アクセスが悪く、十分に集客できるとは考えにくい。東京を拠点とする法人が当該所在地で事業を開始する理由はあるのか。

古城課長：この事業所は、訪問看護ステーションを併設し、地域密着型通所介護事業所と訪問看護ステーションを同時期に開所する。地域密着型通所介護単体では立ち行かなくなる可能性もあるが、訪問看護ステーション併設により、ある程度の需要を見込んでいるのではないかと考えている。また、将来的には医療的ケア児など、障害サービス等を含めた事業拡大も見込んでいるようだ。

田口委員：法人は全国展開か。

古城課長：法人は全国展開している。

稲辺係長：当該法人は、令和5年4月に組織変更するまではNPO法人として稼働していた。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について (資料5) (参考資料5-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：参考資料5-1に記載の看護小規模多機能型居宅介護事業所に対し、運営指導にお

いて、研修計画に沿った研修が実施されていなかったことを指摘しているが、既に改善していることを確認しているか。

古城課長：平成31年3月に受理した改善報告より、計画した研修を実施したことを確認している。

折腹委員：参考資料5-1に記載の認知症対応型共同生活介護事業所における、身体拘束適正化委員会の内容及び研修が不十分だった点について、具体的にどのような内容が不十分だったのか。

古城課長：指摘事項は5項目あった。1点目は、身体拘束等の発生ごとに状況、背景等の記録、報告様式の整備をすること、2点目は、報告事例の集計、分析をすること、3点目は、身体的拘束等発生時の状況等の分析、発生原因、結果等のとりまとめ、適正性と適正化策の検討をすること、4点目は、適正化策の効果の評価をすること、5点目は、研修を年2回以上実施すること。なお、改善報告書より、平成31年2月に改善したことを確認している。

折腹委員：改善報告の内容を確認し、十分状況は改善されたという判断のもと、改善した状況の継続を求めたということによいか。

古城課長：その通りである。

折腹委員：参考資料5-1に記載の認知症対応型共同生活介護事業所について、計画書の本人・家族の意向が空欄の事例が確認されたとのことだが、実施が原則とされている本人・家族の意向の確認が行われていなかったのか、それとも、確認はしていたが計画書への記載がなかっただけなのか。

礒田係長：意向記載欄が空欄である事例が何件か見受けられた。また、アセスメント様式にも記載がなかったことから、確認していなかったと思われる。

折腹委員：その後、本人・家族の意向を記載した計画書を提出してもらい、改善状況を確認したのか。

礒田係長：その通りである。

折腹委員：この事業所は、介護記録が少ない事例も確認されていることから、記録面で課題がある事業所とってしまう。

礒田係長：介護記録については、バイタルや水分量は記載されていたが、提供サービスの内容が不足していた。

折腹委員：その後、記録が適切に作成されていることは確認したのか。

礒田係長：改善報告より確認した。

折腹委員：忙しいと、観察漏れや記録漏れが発生したり、意向確認をしないままサービス提供をしてしまうことになりかねない。本人の権利を守るためにも、適切に対応していただく必要があるため、きちんと運営指導で確認してもらいたい。

小坂委員：参考資料5-1に記載の地域密着型通所介護事業所は初めての更新か。

事務局：その通りである。

小坂委員：改善指示事項が複数あるが、改善状況はどうか。

事務局：運営基準等に関する理解不足が多く見受けられた。改善報告の期限は令和5年9月29日としており、すべてを確認できているわけではないが、電話にて状況を確認した限りでは、誤りのあった加算については自主点検し、過誤調整を行う意思を示している。また、運営指導当日の運営状況の確認において、リハビリ特化型の事業所として、利用者に対して意欲的にサービス提供を行っていることを確認している。今後も継続して指導及び支援を行っていく。

古城課長：補足であるが、同事業所の指摘事項に記載のある看護職員の不足については、恒常的に不足していたわけではなく、体調不良による欠勤により一時的に発生したものである。不測の事態を想定して、事業所内でフォローできる体制を整えるよう指摘した。また、基準等に関する理解不足があったため、適切に対応いただけるよう指導して参りたい。

田口委員：指定の更新にあたり、運営指導の改善状況を文書にして提示してもらいたい。

古城課長：昨年度も同様のご意見をいただき、その際の整理としては、虐待等の重大事例が発生した場合はその後の対応を資料に掲載することとなった。

田口委員：参考資料5-1に記載のある地域密着型通所介護事業所について、居宅サービス費用の限度額を超えないよう、サービス提供した実績よりも少なく報酬請求している利用者がいたとのことだが、運営基準及び報酬基準を違反している理由は何か。

古城課長：個別サービス計画に基づかない形でサービスを提供したことになること、また、他の利用者との公平性が保たれないこと、対価を払わずサービスを受けたとみなされる可能性があることなどから、指摘事項にあたる。

折腹委員：参考資料5-1に記載の認知症対応型共同生活介護事業所について、必要性を精査せずに住居入口にセンサーを設置していたとのことだが、最終的に取り外しはせず、スイッチを切ることで対応したのか。

稲辺係長：当課としては、必要性を検討せずにセンサーを設置していたことを指摘した。身体拘束に当たる可能性がある行為であるため、必要性を十分に検討したうえで導入するように指導した。

折腹委員：この時点では身体拘束ではないと判断したのか。

稲辺係長：身体拘束に当たると明言できる状態ではなかったが、行動制限にあたる可能性があるため、しっかりと検討するように伝えた。

礒田係長：音が鳴るセンサーを使用する場合、大きな音であれば必要以上に利用者を驚かせてしまう可能性もある。認知症の利用者が離脱する可能性等を勘案しながら、必要に応じて適切に設置するように指導した。

折腹委員：センサーは、各居室ではなくユニットごとに設置されていたものか。また、結果的に取り外したのか。

礒田係長：ユニットの玄関に設置していた。また、改善報告より、音量などに関して身体拘束適正化委員会で検討したこと及び、都度状況に応じて適切に設置する方針としたことを確認した。

折腹委員：利用者によっては、監視されている気がする者もいるはずである。また、大きな音に驚いて転倒につながることも考えられる。職員としては、センサーへの反応があった際にすぐにかかけられる体制を構築できてよいだろうが、利用者にとっては必要悪になることもある。職員間でも必要性などを共有して設置してもらえるとよい。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

次回開催について、事務局より説明。

5. 閉会